

産業成長のための規制緩和 検討状況整理表

項 目		7 介護事業への参入
担当部局		健康福祉部福祉指導課
企業からの意見		<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護事業において決められている人員についての規制緩和
規制の目的・現状		<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスの質を確保するため、介護保険法等によりサービスごとに人員基準（最低人数と資格要件等）が定められている。 ・ 人員基準については、国の省令に従うべき基準となっており国と異なる内容を定めることはできない。 ・ 人員基準は、介護報酬額の設定と直接関係するものであり、全国一律の基準である。
該当法令等		介護保険法
他県の状況（他県比較）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県と同様である。
これまでの見直しの状況		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域主権改革推進一括法及び関係省令により、国の基準が条例委任されるとともに、各基準事項が「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」の3つの基準類型に区分された。
見直す場合の手続き		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国に対し、人員基準の緩和を要望する。
規制緩和による影響	規制する側	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスの質の低下及び従業者の過重労働が懸念される。
	規制される側	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護事業への参入促進が期待される。
規制緩和の方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国一律基準のため、県に裁量の余地はない。 <p><u>なお、経済産業部の協力をいただきながら、製造業等企業経営者を介護現場に派遣し、製造業のノウハウを活用できないか検証する機会を設ける。（企業経営者の人選は経済産業部、介護施設の選定は健康福祉部で行う。）</u></p>
規制を維持する場合はその理由		<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスの質の確保の観点から、最低基準としての人員基準は重要であると考えている。